

議案第 106 号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和 51 年川崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項ただし書中「個人番号カード（」を「、」に、「をいい」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に、「以下同じ」を「第 15 条において「個人番号カード等」という」に改める。

第 15 条第 1 号及び第 2 号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

区役所等において、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用による印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができることとするため、この条例を制定するものである。